

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い令和六年度分の個人県民税について、個人市町村民税と併せて、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、一万円の定額減税を行う等の改正を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

令和六年度分の個人県民税について、個人市町村民税と併せて、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、一万円の定額減税を行う。

(二) 不動産取得税

ア 住宅及び土地を取得した場合に税率（本則四％）を三％とする特例措置について、適用期限を三年延長する。

イ 宅地及び宅地比準土地を取得した場合に課税標準を価格の二分の一とする特例措置について、適用期限を三年延長する。

ウ 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から六か月以内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間の要件を六か月以内から一年以内に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

エ 新築住宅用土地の減税措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を二年から三年に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

(三) 軽油引取税

特定用途に対する課税免除の特例措置（免税軽油制度）について、適用期限を三年延長する。

(四) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除及び税率の特例措置について、適用期限を五年延長する。

(五) 自動車税の種別割

合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車について、納税証紙による徴収から納税通知書等による徴収に変更する。

(六) その他

地方税法等の改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

令和六年四月一日